

部長名	生活福祉担当部長
-----	----------

部のミッション
<p>全ての人を、誰一人取り残さず、地域の中でともに生き、ともに支え合い、安心して自分らしく暮らせる『地域共生社会の実現』を目指す。制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。「地域づくり」、「健康づくり」が「まちづくり」となる。</p>
部のビジョン
<p>「予防型福祉行政」の実施。生活福祉担当：個人が自分らしく自立した生活が送れるよう、個々の状況に応じた4つの自立(身体的・経済的・社会的・精神的)の助長への支援。  ○0次予防：困窮・孤立が起きにくい環境づくり、相談しやすい窓口、地域・関係機関とのネットワークの構築  ①一次予防：生活困窮に陥らないための包括的相談支援、孤立防止のための地域の見守り支援（アウトリーチ支援）  ②二次予防：生活困窮者の自立支援。経済的に困難を抱えている人の早期発見・早期支援、孤立防止。生活保護に至る前の早期介入支援。  ③三次予防：セーフティーネットとしての公的扶助（生活保護行政）を利用した生活の再建、自立支援、状態の悪化防止、再発防止に向けた支援。</p>

重要度が高い事務事業					
番号	施策番号	細施番号	事業名	重要度が高いとする理由	事業実施課
1	8	1	生活困窮者の自立支援 (自立支援法による相談支援)	生活困窮者に対する自立支援相談体制の強化を図るためには、包括的委託を円滑に進める必要があるため	生活自立支援課
2	8	1	生活困窮者の自立支援（就労支援）	生活困窮者及び生活保護利用者の経済的自立の促進を図る必要がある。	生活自立支援課
3	8	2	生活保護法による扶助 (利用者の状況に応じた自立の助長)	セーフティーネットとして持続可能な社会保障の実現をのためには、個々の状況に応じた自立の助長を促し、適正な扶助費の支給を行う必要があるため。	生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
4	8	1	生活困窮者の自立支援 (生活保護利用者への経済的自立支援)	生活保護利用者の稼働能力に応じて経済的自立促進を図っていく必要がある	生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
5	8	2	生活保護法による扶助 (生活保護事務のDX化)	事務効率を高めるためDX化の加速化を図る必要がある	生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
6	8	2	セーフティーネット支援対策等実施推進 (医療費適正化推進)	健康管理支援の強化を図り、医療扶助の抑制を図る必要がある	生活福祉総務課
7	8	2	セーフティーネット支援対策等実施推進 (適正な扶助費支給事務)	適正に扶助費の支給事務を行う必要があるため	生活福祉総務課
8	8	1	物価高騰対策給付金 (桑都のまち応援給付金事業)	迅速かつ正確に市民へ物価高騰対策給付金の給付を行う必要があるため	生活自立支援課
9	9	1	「予防型福祉行政」の実現に向けた取組推進	複雑化・複合化した福祉的支援ニーズの対応に向け、予防型体制の構築は、中長期視点から極めて重要と考える。	福祉部 (福祉政策課とりまとめ)
10					

1	施策番号	8	細施策番号	1	細施策名	暮らしの相談・支援の充実	事業名	生活困窮者の自立支援 (自立支援法による相談支援)	
	目標設定にあたって重視した点		市民生活・地域経済の回復、発展						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>「生活困窮者自立支援法」に基づき、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方の自立を支援するため。</p>			<p>生活に困窮するおそれがある市民が、支援や制度情報を早く入手し、必要な支援を受け、早期に生活再建を果たし、社会生活を送ることができている。</p>			<p>任期付職員を充てていた自立相談支援員を9年度から委託化できるよう、必要な引継ぎ等が完了している。また、継続ケースに対する支援プランの作成率が向上している。</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>元年度1722件であった新規相談件数は、6年度では3411件に増加。半数は情報提供等の一度限りの対応であるが、残りの半数は、メンタル不調、離職、債務などの問題を抱えた継続支援を要する。また、任期付職員の自立相談支援員は8年度末で期間満了を迎える。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・質とコストを勘案した持続可能な支援体制を確立できるよう9年度から任期付職員分を委託し、継続ケースにはプランを作成のうえで実効的な支援を行っていくこと。</li> <li>・住まい相談の充実に向けて、包括的な支援ネットワーク会議居住支援部会を基盤とした庁内連携の促進すること。</li> <li>・都補助を活用し、熱中症対策として低所得者向けエアコン購入助成事業を実施すること。</li> </ul>			<p>&lt;概要&gt; 自立相談支援員による生活相談後、支援プランに基づき必要な支援して自立した生活を後押しする事業。 &lt;8年度の取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託化に向けた受託者との調整や引継ぎの実施。</li> <li>・住まい支援に係る関係部署間の情報交換の場となるよう居住支援部会を開催する。</li> <li>・エアコン購入費助成事業は、困窮者支援の入口となり、かつ市内事業者支援にもなるように実施する。</li> </ul>			
2	施策番号	8	細施策番号	1	細施策名	暮らしの相談・支援の充実	事業名	生活困窮者の自立支援（就労支援）	
	目標設定にあたって重視した点		市民生活・地域経済の回復、発展						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>生活困窮者や生活保護利用者に対する就労支援を実施して、その経済的自立や社会的自立を促進するため。</p>			<p>多くの生活困窮者が適切な支援を受けて、個々の能力に応じた職業に就いて経済的自立した生活ができている。また、職業を介して社会とのつながりを感じながら、精神的にも満たされた生活を送れている。</p>			<p>就労相談調整員のコーディネート、生保CW・HW・受託者等の良好な協力関係による就労支援の新規開始または再開の好事例が増加している。 就労支援・就労準備支援の委託内容見直しにより、準備支援経由の就労支援開始者が増えている。</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>就労阻害要因があるだけに対象者の意欲喚起が難しく就労支援の新規対象者が伸び悩んでいる。また、対象者の状況に合わせた内容の支援に移行させることに苦慮するケースがある。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークとの協定や委託の就労支援事業は継続し、個々の就労阻害要因を考慮した就労あっせん先を引き続き確保すること。</li> <li>・新規の就労支援対象者を増加。途中で挫折させない関係者の協力による支援の充実。</li> <li>・対象者の状況に応じて、就労支援事業と就労準備支援事業とを適切に活用できるようにしていくこと。</li> </ul>			<p>&lt;概要&gt; 就労相談調整員の配置、ハローワークとの連携事業、委託により求人開拓・定着支援を柱とした就労支援（就労アシスト）及び前段階の支援として就労準備支援を実施。 &lt;8年度の取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労相談調整員（専門職）を更に活用した職員、HW、受託者の連携体制を改良していくこと。</li> <li>・就労準備支援の内容を見直す。生活改善支援は自立相談支援委託と、就労体験準備は就労アシストと一体の委託にして実施する。</li> </ul>			

3	施策番号	8	細施策番号	2	細施策名	社会保障制度の適正運用	事業名	生活保護法による扶助 (利用者の状況に応じた自立の助長)	
	目標設定にあたって重視した点				組織運営の効率化				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>生活保護法第1条の規定により、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 安定した生活を送れるよう就労支援・就学支援を実施し、親・子と続く生活保護スパイラルから脱出できる利用者を増加させる。 適切な医療を受診していない人に受診を促し生活の安定につなげる。 こうしたことが結果として扶助費の削減につながる。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりにあった支援計画を立て適切な支援が行えている。</li> <li>就労可能な利用者を就労に結び付け、生活保護を早期に卒業できる体制が構築されている。</li> <li>受診が必要な人が医療扶助を受けている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>申請から間もない利用者へ重点的に支援ができている。</li> <li>就労支援員とケースワーカーが協力して就労支援を実施している。</li> <li>自立に対する意欲を高められている。</li> <li>指導に従わない利用者に対し法に基づく対応をおこなっている</li> </ul>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>支援計画を立てても思うような支援が行えず、生活保護の利用が長期に及ぶ。 稼働収入の増加による生活保護廃止世帯は前年度に比べ増加している一方で、就労しない利用者がある 精神疾患により働けない利用者が増えている。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>保護開始当初は就労意欲を見せていた利用者が就労意欲を無くしてしまう。（保護生活を受け入れてしまう）</li> <li>身心障害により就労に結び付かない利用者がある。</li> <li>就労指導に従わない利用者がある。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>自立や生活の安定が可能な利用者に対し積極的に支援を行う。</li> <li>ケースワーカーと支援員の情報共有を図り、就労支援を行う。</li> <li>医療支援を実施し生活の安定に結び付ける。 法に基づき個々のケースに対応する</li> </ul>			
4	施策番号	8	細施策番号	1	細施策名	暮らしの相談・支援の充実	事業名	生活困窮者の自立支援 (生活保護利用者への経済的自立支援)	
	目標設定にあたって重視した点				多様な主体との連携				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	生活保護利用者への経済的な自立に向けた支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援員を活用し、稼働能力のある利用者の就労が定着し、就労による生活保護廃止件数が年間300件以上となっている。</li> <li>病気療養中の利用者に治療を専念させ、病状が回復した後、生活自立支援課の精神保健福祉士や就労準備支援等を活用し、早期に社会復帰できている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の稼働能力を的確に把握し、個々の状況に応じた就労支援が行われ、就労による生活保護廃止件数が昨年を上回る230件となっている。</li> <li>生活自立支援課の精神保健福祉士や就労準備支援員等を活用し、社会復帰に向けての必要な支援に繋げることが出来ている。</li> </ul>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>病気により収入が減少した人や雇用喪失により失業した人の増加傾向が続いている。</li> <li>昨年、稼働収入の増加による生活保護廃止件数は約200件であり、今後も継続的な支援が必要である。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働能力の有無を医師の意見書を基に的確に見極め、稼働能力ある人の就労支援を優先して実施していく必要がある。</li> <li>就労による保護廃止に至らなくても、一定の収入を得られるよう支援していく必要がある。</li> <li>就労の定着が図れるよう支援を継続していく必要がある。</li> </ul>			生活保護利用者の経済的な自立に向け、ケースワーカーや就労支援員等による就職支援を実施			

5	施策番号	8	細施策番号	2	細施策名	社会保障制度の適正運用	事業名	生活保護法による扶助 (生活保護事務のDX化)	
	目標設定にあたって重視した点		DXの推進又はカーボンニュートラルの達成						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>日本国憲法第25条の規定に基づき健康で文化的な最低限度の生活が送れるよう生活困窮者に対し必要な支援を行う。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に来ない申請方法が確立されている</li> <li>・利用者に対するケースワーカーの担当件数が国基準の件数となっている</li> <li>・入力作業が省力化されている</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務改善が行われ、入力作業の効率化により時間確保ができています</li> <li>・適正な事務処理を行っている</li> <li>・訪問予定数が70%を超えている</li> </ul>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>生活保護の申請件数は全国的増加しているおり本市においても増加傾向にある。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請件数が増加している</li> <li>・対応が難しい利用者が増加しているため1人に関わる時間が増加し、訪問が実施できていない</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護利用者の生活実態や資産状況、病状などを把握するため利用者の類型に合わせ訪問活動を行う。</li> <li>・端末を利用した事務の省力化を実施する</li> <li>・RPA等の業務の効率化に取り組む。</li> </ul>			
6	施策番号	8	細施策番号	2	細施策名	社会保障制度の適正運用	事業名	セーフティネット支援対策等実施推進 (医療費適正化推進)	
	目標設定にあたって重視した点		多様な主体との連携						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>医療及び介護扶助の適正な実施</p>			<p>生活保護利用者自身が、健康に対する正しい意識を持ち、健診等を通じて健康維持、重症化の予防を図っている。</p> <p style="text-align: right;">受診勧奨数 1,200件 各種健診受診率 60%</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○健診未受診者受診勧奨（第一段階）→長期間、健診や医療機関受診がない利用者への勧奨を実施</li> <li>○高リスク者抽出、医療機関受診勧奨（第二段階）→前年度の健診結果及びレセプトデータ等を分析し、医療機関につなぐべき利用者に医療機関受診勧奨を実施</li> <li>○治療が必要な利用者が医療機関受診を継続（第三段階）→受診勧奨を受けた利用者が継続して必要な医療を受けている。レセプト等で経過を確認できている。</li> </ul>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○扶助費の約半分を医療扶助が占めている。</li> <li>○生活保護利用者の多くは健康上に多くの課題を抱えているにも関わらず、健康に対する意識、諸活動が低調。また、医療受診を自己判断で中断し、重症化を招く等、指導が必要な利用者もいる。</li> <li>○令和5年度から経営計画に掲げる重点事業として、保健・受診指導に取り組んでいる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの実績の分析と活用</li> <li>○効果(評価)測定手法の確立</li> <li>○医療扶助削減に寄与する効果・効率的な施策の検討</li> <li>○L I F E S t u d yによるデータ分析結果の事業への反映</li> </ul>			<p>被保護者の健康に関するデータを把握・活用し、生活習慣病の予防・重症化予防を推進する。</p>			

7	施策番号	8	細施策番号	2	細施策名	社会保障制度の適正運用	事業名	セーフティーネット支援対策等実施推進 (適正な扶助費支給事務)	
	目標設定にあたって重視した点				多様な主体との連携				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	口座払促進)保護費の安全確実な支給と利用者の来庁負担の軽減を図る 住宅代理納付促進)支給目的に則した扶助の実施 弁償金等の納付率向上)扶助費の適正な執行の確保			原則として、保護費の支給が口座振替等の非現金取引で支給されている。 家賃等、支給目的に則した扶助費支給ができています。 債務者の状況を把握し、状況に合わせて確実な納付が実現している。			窓口現金支給（平均）290件 代理納付（都営：3.0%、市営40.0%、民間25%） 弁償金現年納付率 50.0%		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
・新規受給者が増加(100件/月)しており、口座登録が完了するまで、窓口支給が一定数存在する。 ・住宅代理納付は、保護費支給額が家賃を下回る可能性がある場合は利用できないことがある。 ・弁償金納付において、分割納付が増えており、現年納付率が低下傾向にある。			○利用者の口座不所持や返還金等指導もあり、一定程度の窓口現金払いが残る。現金取扱事故の可能性に加え、準備の労力や人件費のコスト削減に向けて業務改善が必要。 ○返還金等がある利用者への適時・適切な納付指導が必要で、経理担当とCWが一体的に指導を行っていく必要がある。 ○住宅代納は、利用者入院等により家賃全額を扶助しない場合、代納不可または返還発生となり、貸主、CWともに負担となるため、ケースの状況に応じ適正に代理納付を進めていく必要がある。			○窓口現金支給を最小限にとどめ、口座払及び住宅扶助の代理納付を促進する。  ○弁償金返還等を要する扶助について、CWと連携して適切に働きかけを行う。			
8	施策番号	8	細施策番号	1	細施策名	暮らしの相談・支援の充実	事業名	物価高騰対策給付金 (桑都のまち応援給付金事業)	
	目標設定にあたって重視した点				—				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	国の「『強い経済』を実現する総合経済対策」を受けて、物価高騰の影響を受けている市民を支援するとともに、市内経済を活性化するため。			今回限りの事業である。			給付事業を確実に完了させている。 また、桑都ペイを併用した給付事業が、市民支援だけでなく市内経済活性化に寄与している。		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
3月4日に令和7年度2月補正予算が議決され、委託契約を締結。3月中旬の市民向け通知発送、電子申請受付、桑都ペイポイント及び現金振込の準備を実施しているところである。			・全市民、29万世帯を対象とする一大事業である。混乱が生じないように、正確、迅速、丁寧な申請受付や問合せ対応ができるようにすること。 ・間違いのない事務処理をして確実に給付すること。			<8年度の取組> 国の地方創生臨時交付金を活用し、「桑都のまち応援給付金」として、現金のほか、デジタル地域通貨（愛称：桑都ペイ）を活用した給付事業を実施する。 ・対象 8年1月1日現在、住民登録がある市民56万人 ・内容 市民1人につき、現金5,000円または桑都ペイ6,000円相当のポイントを給付する。  ・桑都ペイ所管の総合経営部や受託業者と連携した対応をしていく。			

9	施策番号	9	細施策番号	1	細施策名	地域で支えあえるつながりづくり	事業名	「予防型福祉行政」の実現に向けた取組推進	
	目標設定にあたって重視した点		既存事業の再構築や事業手法の見直し						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	人口減少・少子高齢社会の進展にあわせ、複雑化・複合化している福祉的支援ニーズに、予防的観点を含めて対応できる体制を構築し、地域共生社会の実現につなげる。			「予防型」福祉行政が推進できる体制や施策が実施され、次の段階として「共生社会推進型」の福祉行政へと発展する流れが構想されている。			<b>【①福祉部デジタル化・フリーアドレス化等の活用】</b> ◆効率と働きやすさ、利便性など、DXの推進。 <b>【②福祉窓口業務の改善】</b> ◆相談機能の充実とデジタル化の方向性の具体化。 <b>【③中期的視点からの関連部課調整】</b> ◆共生型社会実現の課題は福祉部にとどまらない。		
	【現状】			【課題】			【事業内容】		
◆部内のビジョン共有を受けた「予防型」の構想。 ◆健康づくり、データ利活用、窓口・DXなど、部をまたいで調整が必要な検討事項が多数存在。 ◆執務スペースや受付窓口など、効率性と働きやすさ、利用しやすさについて、改善の必要がある。			◆部内全体の意識共有に一定の時間を要する。 ◆福祉部内での組織のあり方、データなどのさらなる利活用策の基盤づくり。 ◆部をまたいだ調整に関する検討事項の整理と方法の確立。 ◆執務スペースや市民の受付窓口など、レイアウト変更の費用や時間の算定と実行【前年から継続】。			福祉部全体で以下の取り組みを進める。 ①健康都市としての保健・医療・福祉連携事業の考案 ②関連部門・外部組織・窓口との連携 ③窓口・申請DX・サテライト等による負担軽減と相談強化			